

廿日市市成年後見 利用促進センター

こんなお困りごとはありませんか？

- 「お金の管理が一人ではできない」
- 「契約手続きが一人ではできない」
- 「悪徳商法の被害にあわないか心配」
- 「成年後見制度の申請方法が分からず」
- 「自分が亡くなった後の障がいのある子どものことが心配」

ご相談に応じます

- 成年後見制度に関する相談をお受けします
- 適切な相談窓口をご紹介します

◆ 成年後見制度とは・・・

- 認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な方の「意思決定を支援する人（成年後見人等）」を家庭裁判所が選ぶことによって、本人の権利や財産を守ることを目的とした、法に定められた制度です。

廿日市市社協
マスコットキャラクター
「はつぴいくん」



廿日市市成年後見利用促進センター
(廿日市市社会福祉協議会)

☎ 0829-20-5176

成年後見利用促進センターは 次のような役割を担っています

相談対応

- 成年後見制度の利用を必要とする人や、その家族、その支援者や関係機関からの相談をお受けします。
- 制度の仕組みや、制度利用するための手続きの流れを説明します。
- 制度の利用について専門職に相談できる相談会を実施します。

広報・啓発

- 成年後見制度の利用を促進するため、広報・啓発を行います。
- 地域での集まりや、さまざまな団体からのご依頼により説明に伺ったり、希望があれば講師派遣のお手伝いをします。

お問い合わせ、ご相談は・・・

廿日市市成年後見利用促進センター (廿日市市社会福祉協議会)

〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13番1号

廿日市市総合健康福祉センター

「山崎本社みんなのあいプラザ」3階

Tel (0829) 20-5176

Fax (0829) 20-1616、Email : kouken@hatsupy.jp

開設時間：平日午前9時から午後5時（土日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

